

# 確定申告に関するお知らせ

# 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下（※注）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

(※注) 複数から受給されている場合は、その合計額です。

- この場合であっても、医療費や寄付金控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。(詳しくは、尼崎税務署《TEL06-6416-1381》にお尋ねください。)
  - 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、尼崎市役所にお尋ねください。

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに！

尼崎税務署での平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**平成26年2月17日(月)**から**3月17日(月)**までです。

- 閉庁日（土・日・祝日）は、原則、尼崎税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。

なお、平成26年2月23日（日）及び3月2日（日）については、開庁し、「確定申告書用紙の交付」、「申告相談（電話相談を除く）」、「確定申告書の収受」、「納付相談」のみを行います。

**法律の改正により  
平成26年1月から**

**個人で事業や不動産貸付等  
を行う全ての方は記帳と帳簿等  
の保存が必要です！！**



所得税及び復興所得税の申告の必要がない方も対象となります

## ○ 納税は期限内に

**納期限** ⇒ 申告所得税及び復興特別所得税 : 平成26年3月17日(月)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) : 平成26年3月31日(月)

- ・ 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について、延滞税がかかります。
  - ・ 確定申告により納付すべき金額の2分の1以上を平成26年3月17日(月)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)、残りの額を6月2日(月)まで延納することができます(申告所得税及び復興特別所得税のみ利用可能)。
- ただし、延納期間中は、延納税額に対して利子税がかかります。

### 《 納税には便利な「振替納税」をご利用ください! 》

**振替納税**は、金融機関の預貯金口座から、自動的に引き落とされる**便利・安心・確実**な制度です。  
是非、この機会にご利用ください。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に3月17日(消費税のみのご利用は3月31日)までに提出してください。

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
振替納付日	平成26年4月22日(火)	平成26年4月24日(木)

## ○ 平成26年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

### 1 受付期間(必ず期間内に提出してください)

平成26年2月17日(月)～平成26年3月17日(月)

### 2 提出が必要な人

平成26年1月1日現在、市内に住所がある人は提出が必要です。市外に住所がある人でも、平成26年1月1日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っていれば必要です。

※ただし、次に該当する人は提出不要です。

- ① 税務署に平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成25年中の合計所得金額が基礎控除額(33万円)以下の人
- ③ 平成25年中の所得が給与や年金(企業年金含む)のみで、支払者(会社や日本年金機構など)から市役所へ支払報告書が提出されている人

なお、①に該当しなくなった人(年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の人)も、②または③に該当すれば提出不要です。※所得税の還付や損失を繰り越す人は税務署に確定申告書を提出してください。

### 市役所からのお知らせ

### 3 提出方法

提出が必要と考えられる人のご自宅へは申告書を郵送させていただきますので、必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います(上記「2」に該当するにも関わらず、申告期間になつても申告書が届かない場合は、お手数ですがお電話でお問合せください。)

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けていますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、申告はできるだけ郵送をお願いします(期間内に届くようにお送りください)。

受付会場	受付日
市役所南館2階ロビー	2/17(月)～3/17(月)※平日のみ
園田東会館2階会議室	2/19(水)
大庄支所2階ホール	2/20(木)
園田支所3階ホール	2/26(水)、2/27(木)
立花支所3階ホール	3/4(火)
小田支所3階ホール	3/5(水)、3/6(木)
武庫支所3階ホール	3/7(金)

※ 時間: 9時～17時30分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

### 4 提出書類

平成26年度分個人市民税・県民税申告書、源泉徴収票等、社会保険料(国民年金保険料など)控除証明書、生命保険料控除証明書、平成25年中に支払った医療費の領収書など、収入や支払金額のわかる書類(申告書以外はコピーで可)

### 5 その他

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意下さい。

問い合わせ先: 市役所市民税課 TEL 06-6489-6246～6248

# 確定申告会場のお知らせ

相談等は尼崎税務署のほか、次の会場でも行っています。

- 開催場所及び日程（開催場所の詳細は、下の「確定申告会場案内図」をごらんください。）

開設場所	開設日	2月											
		4	6	7	13	14	18	19	20	21	25	26	27
		火	木	金	木	金	火	水	木	金	火	水	木
尼崎市中小企業センター 1階ホール 尼崎市昭和通 2-6-68 (尼崎市バス「尼崎総合文化センター」バス停すぐ)	○												
園田地区会館 2階ホール 尼崎市東園町 4-12-4 (尼崎市バス「園田地区会館」バス停すぐ)		○	○				○	休館	○	○			
武庫地区会館 3階ホール 尼崎市常吉 1-2-8 (尼崎市バス「武庫支所」バス停すぐ)					○	○					○	休館	○

※ 会場の開設時間は、午前10時～正午、午後1時～午後4時までです。

※ 各会場の受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 本年は、尼崎商工会議所には申告会場を開設していませんので、ご注意ください。

- ・ 土・日・祝日は開設しておりません。
  - ・ 相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。
  - ・ 各会場の駐車場は狭いので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。
  - ・ 電話でのお問い合わせは、尼崎税務署（TEL 06-6416-1381）に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。
  - ・ 前年分の申告書の控えなどをご持参ください。
- ※ 各会場とも大変混雑します。ご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などで確定申告書等を作成の上、インターネットで送信いただとか、プリンタで印刷して郵送等でご提出ください。

## 「確定申告会場案内図」



- 平成25年分の所得税及び贈与税の確定申告書の提出期限は、  
**平成26年3月17日（月）**です。
- 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告書（個人事業者）の提出期限は、  
**平成26年3月31日（月）**です。

※ 尼崎税務署の会場は午後5時までですので、なるべく早めにお越しください!!



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。  
www.nta.go.jp

作成が終わったら  
インターネットで送信

「確定申告書等作成コーナー」の画面の  
案内に従って金額等を入力すれば税額等  
が自動計算され、所得税、消費税の申告書  
や青色申告決算書等が作成できます。

e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、  
e-Tax・作成コーナー  
ヘルプデスク 0570-015901 e-コクゼイ  
【受付時間】  
○ 平成 26 年 1 月 14 日(火)～3 月 17 日(月) 午前 9 時～午後 8 時  
(注) 土日及び祝日を除きます。ただし、2 月 16 日、23 日、3 月 2 日、9 日、16 日の各日曜  
日については、上記受付時間でのご利用が可能です。  
○ 上記以外の期間 午前 9 時～午後 5 時  
(注) 土日、祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日はご利用になれません。

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告 e-Tax ならこんなにいいこと

### e-Tax を利用すると…

e-Tax とは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得しておけば(オンラインで取得できます。)、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Tax を利用し自宅から税務署に送信できます。

#### 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)。

#### 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮。)。

#### 24 時間受付

所得税及び復興特別所得税の確定申告期には、24 時間 e-Tax の利用が可能です。

- ・ e-Tax の受付時間(送信可能時間)

平成 26 年 1 月 14 日(火)から所得税及び復興特別所得税の確定申告期限の平成 26 年 3 月 17 日(月)までは、24 時間 e-Tax の利用が可能

(注 1) 1 月 14 日(火)は、午前 8 時 30 分から利用が可能です。

(注 2) 土日及び祝日もご利用いただけますが、毎週月曜日の午前 0 時～午前 8 時 30 分まではメンテナンスのためご利用になれます。

(注 3) 3 月 17 日(月)の 24 時を過ぎて受信した平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税確定申告のデータは、確定申告期限後に提出されたものとなりますので、ご注意ください。

インターネット環境によっては、送信に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお早めに送信願います。

※送信した申告等データは、即時通知及び受信通知に表示される「受付日時」に到達したものとみなされます。

## 電子証明書の有効期限は 3 年です！

### 電子証明書の有効期限は 3 年です！

電子証明書の有効期限は 3 年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続が必要になります。

詳しくは、電子証明書を取得した市区町村へお問い合わせください。

更新手続後、更新した電子証明書は e-Tax への再登録が必要になります。

※1) 住基カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。

※2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限(10 年)です。電子証明書の有効期限(3 年)ではありませんので、ご注意ください。



#### 電子証明書の有効期限の確認方法について

電子証明書の有効期限を確認するには、ご自宅のパソコンで IC カードリーダライタに住民基本台帳カードを挿し又は接触させ、利用者クライアントソフトの機能から有効期間を表示させることができます。利用者クライアントソフトのバージョンによって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

### 電子証明書の更新後は電子証明書の再登録が必要です！

電子証明書の有効期限が切れた場合や引越しなどにより電子証明書の更新を行った方は、更新した電子証明書を e-Tax に再度登録する必要があります。

確定申告書等作成コーナーをご利用になる場合は、作成コーナートップページの「申告書の作成を開始」ボタンから操作を始めると、電子証明書の再登録とともに所得税及び復興特別所得税の確定申告書なども作成できますので、便利です。

### e-Tax × e-LTAX 利用推進協議会

尼崎商工会議所、近畿税理士会尼崎支部、公益社団法人尼崎納税協会、尼崎納税貯蓄組合連合会  
尼崎市、兵庫県阪神南県民局西宮県税事務所、尼崎税務署